

A社から「**ダイヤモンドの会社（B社）から封筒が送られてきていないか**」と電話があり、「**あなたしか買えないので、代わりに買ってくれたら倍額で買う**」と提案された。

しばらくしてB社から電話があり、**150万円分購入することにし、指示されたとおり宅配便で品名に「金属類」と書いて現金を送った。**

その後、A社から「**100万円分上乗せしてほしい**」と電話があり、娘にお金を借りに行ったところ、「**だまされている**」と言われた。

後日、**ダイヤモンド3石**が送られてきたので、質屋で見てもらったが「**値が付くものではない**」とのことだった。お金を取り返したい。

（契約者:80歳代 女性）

〔独立行政法人国民生活センター  
「見守り新鮮情報173号」より〕



## ひとこと助言



- 販売業者が提供する商品や権利などを別の業者が「高く買い取る」などと言って契約させようとする「買え買え詐欺」では、最近、ダイヤモンドの購入を持ちかけるケースが報告されています。
- 「買え買え詐欺」では、実際に買い取りなどが行われたケースは確認されておらず、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。早めにきっぱりと断りましょう。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じてかけ直すようにする方法も有効です。
- トラブルに遭っている人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。

- 「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541		
荒川支所市民生活課	☎62-3103	朝日支所市民生活課	☎72-6885
神林支所市民生活課	☎66-6112	山北支所市民生活課	☎77-3112
消費者ホットライン (土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません			